

平成24年度田川地区水道企業団水道用水供給事業
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成24年度田川地区水道企業団水道用水供給事業の決算について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

平成24年度田川地区水道企業団水道用水供給事業

2 審査の方法

審査に付された決算書及び関係帳簿、伝票並びに証書類等の照合、点検を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

3 審査の要領と着眼点

地方公営企業法に基づく各種書類が適正に作成されているかを把握するとともに、経費の効果的運用が図られているか、また、事務处理的な問題として、①支出科目の誤り、②添付書類の整備、③支出の使途が明瞭に記載されているか、④日付等の漏れと正確性、⑤金額の計数に過誤がないかについて審査を行った。

4 審査の結果及び意見

決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

水道水の供給面では、7月に発生した九州北部豪雨の被害もなく、日量14,700m³で安定した用水供給が行われている。

決算の状況では、平成13年度の供給開始以来、資金ベースでの料金設定に起因し発生する営業損失を暫定分水に対する県補助金で補っても、なお各年度の損失を発生させてきたが、平成23年度以降は県補助金が増額されたことから、収支は大幅に改善しており、平成24年度決算でも昨年度に引き続き単年度純利益を発生させることができた。

今後も単年度利益の発生により、一層の累積欠損金の解消を期待する。

また、最重要課題である伊良原ダム建設事業は、平成29年度末の完成に向けてダム本体工事の一刻も早い着工が必要であり、直面する諸問題の解決に積極的な取り組みを望む。

5 資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされている。また、資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

当企業団では、平成24年度決算における資金不足比率の審査を行った結果、資金不足は発生していないことを確認した。

平成25年9月25日

田川地区水道企業団

企業長 伊藤 信勝 殿

監査委員 豊田 紀正



監査委員 千住 幹雄

